

賃金のデジタル払い解禁

Q、令和5年4月1日から解禁される、給与のデジタル払いについて教えてください。

A、昨年11月28日労働基準法施行規則の一部を改正する省令が公布され、本年4月1日から賃金のデジタル払いが可能になりました。

キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化に対応するため、労働者が同意すれば、厚生労働大臣が指定した資金移動業者の口座への賃金支払いが認められます。

賃金のデジタル払いを導入する際は、労使協定の締結をしたうえで次の事項の説明をし、労働者の個別の同意を得る必要があります。

- ①デジタル払いに係る口座残高の受入上限額は100万円以下。上限額を超えた場合は、あらかじめ労働者が指定した銀行口座などに自動的に出金される。
 - ②指定資金移動業者が破綻した場合、保証機関によって全額弁済される。
 - ③労働者に過失がなく不正に出金され損失が生じた場合、その損失は指定資金移動業者によって補償される。
 - ④口座の資金移動最終日から少なくとも10年間は、申し出などにより払い戻しが可能。
 - ⑤現金が必要な場合、資金移動業者口座(デジタル払いを受けた口座)から、銀行口座などへ出金することも可能。少なくとも毎月1回は手数料の負担なく、出金することが出来る。
- 多くの企業は給与を銀行振込みで行っていますが、その手数料は大きなコストになっています。一般的に、資金移動業者への送金には銀行振込みほど手数料がかからないため、デジタル払いにすることで手数料を削減できる可能性が高くなります。

一方、日頃からキャッシュレス決済を利用している労働者や、口座開設が難しい外国人労働者にとっては、給与がキャッシュレス決済のアカウントに送金されれば、利便性が向上するメリットもあります。